

マイナ保険証への移行に伴う第2号被保険者の要介護・要支援認定

申請等の医療保険資格情報の確認について

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

これに伴い、本市における介護保険第2号被保険者の医療保険加入の確認は、下記の通りとなります。

医療保険加入の確認方法について

1. マイナ保険証を保有している場合
次のいずれかの方法により確認します。
 - (1) マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報画面」の提示 ※注1
 - (2) マイナポータルにアクセスして表示された「医療保険被保険者資格情報画面」の提示 ※注1
 - (3) 医療保険者が発行する「資格情報のお知らせ」の提示 ※注2
 - (4) 医療保険者が発行する「資格確認書」の提示 ※注2
2. マイナ保険証を保有していない場合
次のいずれかの方法により確認します。
 - (1) 医療保険者が発行する「資格確認書」の提示 ※注3
 - (2) 利用可能な期間である紙の健康保険証の提示 ※注4

※注1 医療保険の資格情報画面、医療保険被保険者資格情報画面
スマートフォン等でマイナポータルにログインして、医療保険加入情報を確認できます。

※注2 資格情報のお知らせ

- ・医療保険者からマイナ保険証を保有している人（「資格確認書（※注3）」が交付された人を除く）等に対して交付されます。
- ・氏名、生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載されています。

※注 3 資格確認書

- ・医療保険者からマイナンバーカードを取得していない人、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない人等に対して交付されています。
- ・氏名、生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載されています。

※注 4 健康保険証の有効期限が令和 7 年 1 2 月 1 日より前に切れる場合は、その有効期限までとなります。